

職員定数について

区では、平成20年1月に「職員2,000人体制に向けての方策」を定め、民間活力の活用と少数精鋭の職員体制の確立等に取り組み、平成26年度に定数条例上の職員2,000人を実現し、コスト削減と区民サービスの向上に努めてきた。その後も社会経済状況の変化やまちづくりの進展、児童相談所の設置準備など新たな行政需要に対応した組織体制を維持しながら、職員2,000人体制を継続している。

これまでは、区立保育園の民営化や技能系業務の委託化等により退職不補充となる職種を他職種に置き換えることで、必要な職員数を確保し、職員2,000人体制を維持した定数管理を行っていく計画であった。

しかし、区立保育園民営化や児童館廃止に係る方針変更、清掃事業の一定規模の直営維持、児童相談所（一時保護所）の開設に伴う体制整備及びすこやか福祉センターの増設等、職員定数に係る前提条件に変更が生じている。

については、上記現状を踏まえ、次のとおり今後の職員定数について整理したので報告する。

1 今後10年間の職員定数の見込み 別紙のとおり

2 中野区職員定数管理計画の策定について

今後の職員定数については、区政構造改革基本方針及び令和3年8月に策定予定の区政構造改革実行プログラムに基づき、事業執行方法の見直しや多様な主体との協働の推進等により職員配置の適正化を図り、令和3年度、令和4年度については職員2,000人体制を維持する。一方、今後、フルタイムの再任用職員が段階的に増えていく見込みであることから、令和4年度に改めて検証を行い、条例上、定数外とされる人員を含めた実人員による定数管理を行うこととし、令和5年度から条例定数を2,100人に引き上げることを方針として、中野区職員定数管理計画を策定することとする。

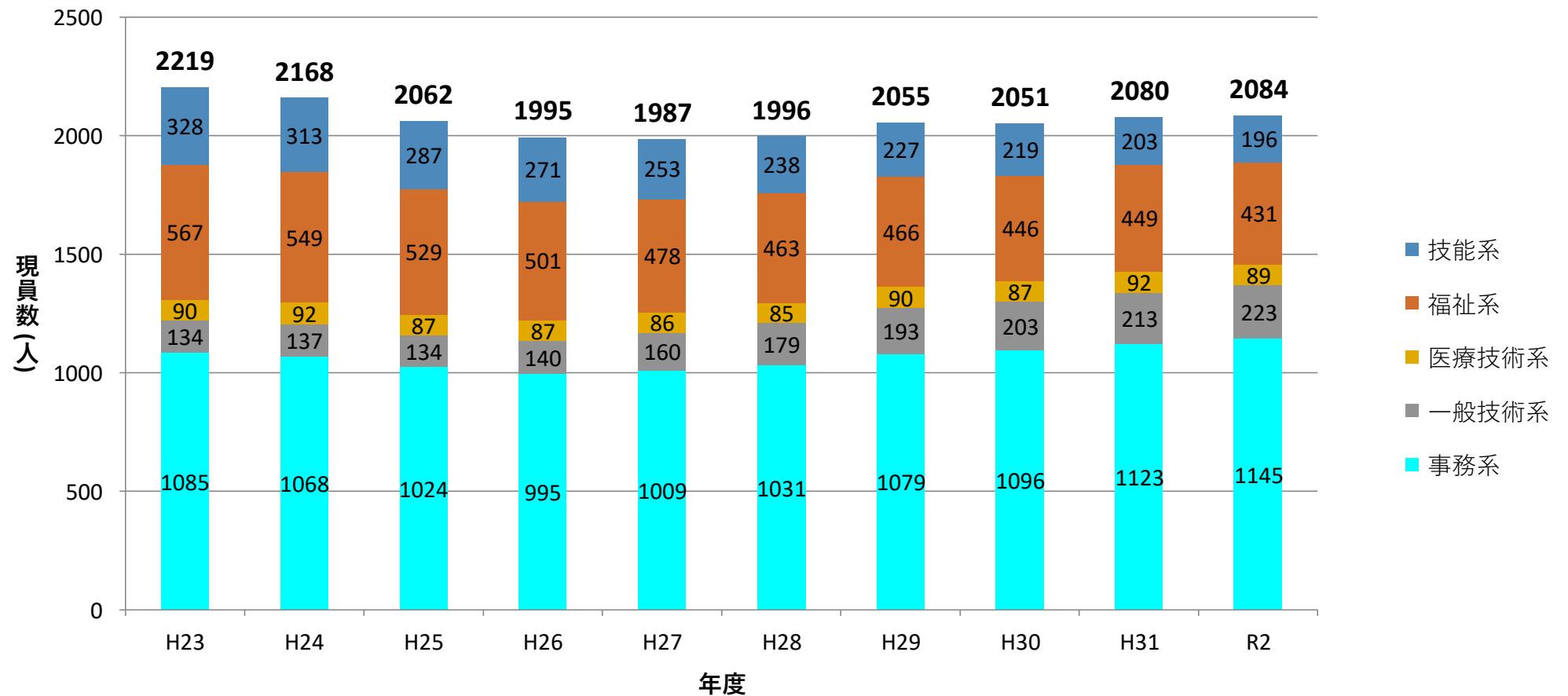
3 今後のスケジュール（案）

令和3年 6月 中野区職員定数管理計画（案）の策定
8月 中野区職員定数管理計画の策定

今後10年間の職員定数の見込み (1 / 7)

別紙

○これまでの職員数(常勤)の推移



※定数外（休職者、育児休業者等）の職員数を含む。

今後10年間の職員定数の見込み (2/7)

○これまでの職員数(常勤)の推移 (職種別)

| 職種 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | R2 | R2-H26 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 技能系等 | 272 | 254 | 238 | 227 | 219 | 203 | 196 | ▲ 76 |
| 福祉系 | 501 | 478 | 463 | 466 | 446 | 449 | 431 | ▲ 70 |
| 医療技術系 | 87 | 86 | 85 | 90 | 87 | 92 | 89 | 2 |
| 一般技術系 | 140 | 160 | 179 | 193 | 203 | 213 | 223 | 83 |
| 事務系 | 995 | 1,009 | 1,031 | 1,079 | 1,096 | 1,123 | 1,145 | 150 |
| 合計 | 1,995 | 1,987 | 1,996 | 2,055 | 2,051 | 2,080 | 2,084 | 89 |

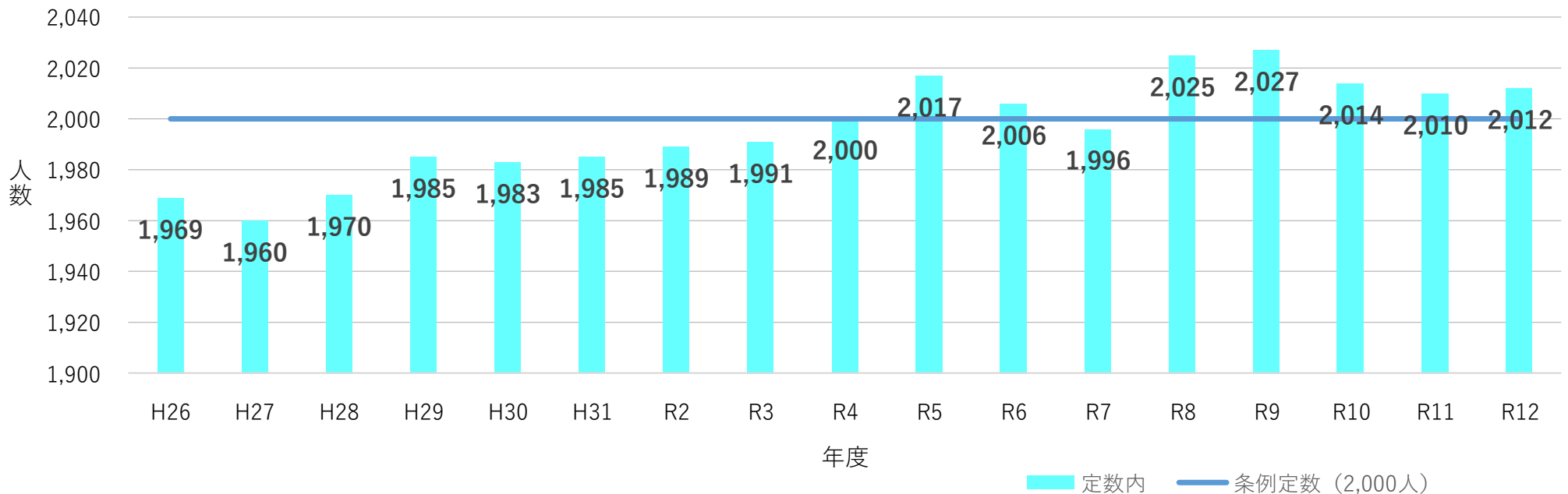
※定数外（休職者、育児休業者等）の職員数を含む。

職員2,000人体制を実現した平成26年度以降、福祉系は保育園民営化により、技能系は退職不補充により大幅に減となっている一方、事務系及び一般技術系はその間の新たな行政需要に対応するため、大幅に増員している。

今後10年間の職員定数の見込み (3/7)

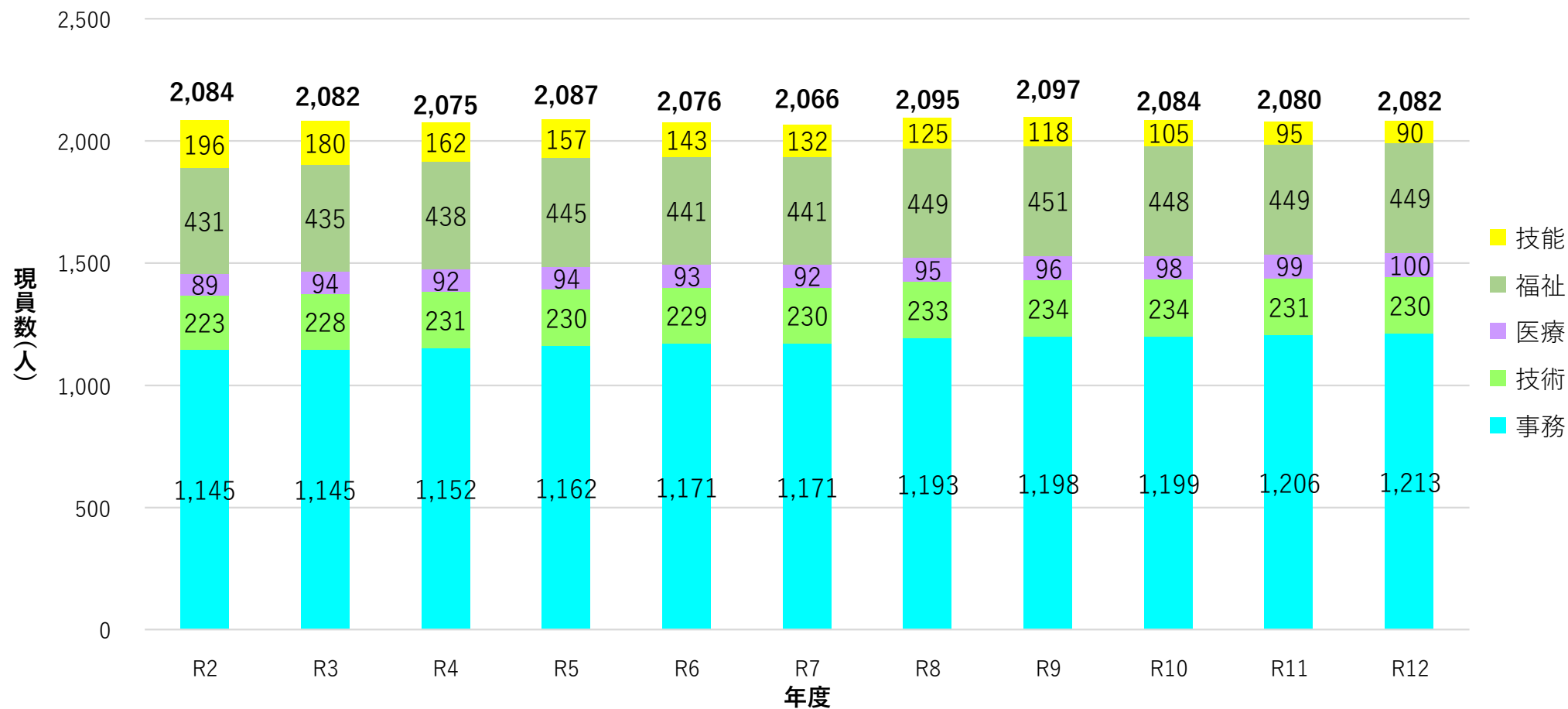
◆区立保育園10園の直営維持、児童館全館廃止の見直し、清掃事業の一部直営維持、児童相談所（一時保護所含む）の開設に伴う体制整備及びすこやか福祉センターの新設による新たな需要等により各年度の採用数を推計し、今後の職員数の推移をシミュレーションをすると、下表のとおりとなる。

条例上の職員定数の推移（令和3年度以降推計）



今後10年間の職員定数の見込み (4 / 7)

○職員数（常勤）の推移（令和3年度以降推計）



今後10年間の職員定数の見込み (5 / 7)

職員数（常勤）の推移（令和3年度以降推計）

| 職種 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R12-R2 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 技能 | 196 | 180 | 162 | 157 | 143 | 132 | 125 | 118 | 105 | 95 | 90 | ▲ 106 |
| 福祉 | 431 | 435 | 438 | 445 | 441 | 441 | 449 | 451 | 448 | 449 | 449 | 18 |
| 医療 | 89 | 94 | 92 | 94 | 93 | 92 | 95 | 96 | 98 | 99 | 100 | 11 |
| 技術 | 223 | 228 | 231 | 230 | 229 | 230 | 233 | 234 | 234 | 231 | 230 | 7 |
| 事務 | 1,145 | 1,145 | 1,152 | 1,162 | 1,171 | 1,171 | 1,193 | 1,198 | 1,199 | 1,206 | 1,213 | 68 |
| 合計 | 2,084 | 2,082 | 2,075 | 2,087 | 2,076 | 2,066 | 2,095 | 2,097 | 2,084 | 2,080 | 2,082 | ▲ 2 |

今後10年間は区有施設の民営化等による大幅な定数減は見込めないため、必要な新規需要は、基本的に退職不補充である技能系を他職種に置き換えて対応する。



今後10年間の技能系職員（常勤）の推計

令和2年度 196人 ⇒ 令和12年度 90人 = ▲106人

今後10年間の職員定数の見込み (6/7)

今後10年間の技能系職員の推計

令和2年度 196人 ⇒ 令和12年度 90人 = **▲106人**

★今後10年間の主な新規需要

○児童相談所(一時保護所) **40人増**

○生活保護CWの増員 **20人増**

★雇用と年金の接続に係る再任用(フルタイム)可能期間(無年金期間)の段階的な引き上げの影響

令和5年度:常勤17人増 令和8年度:常勤29人増 **計46人増** ※次頁参照



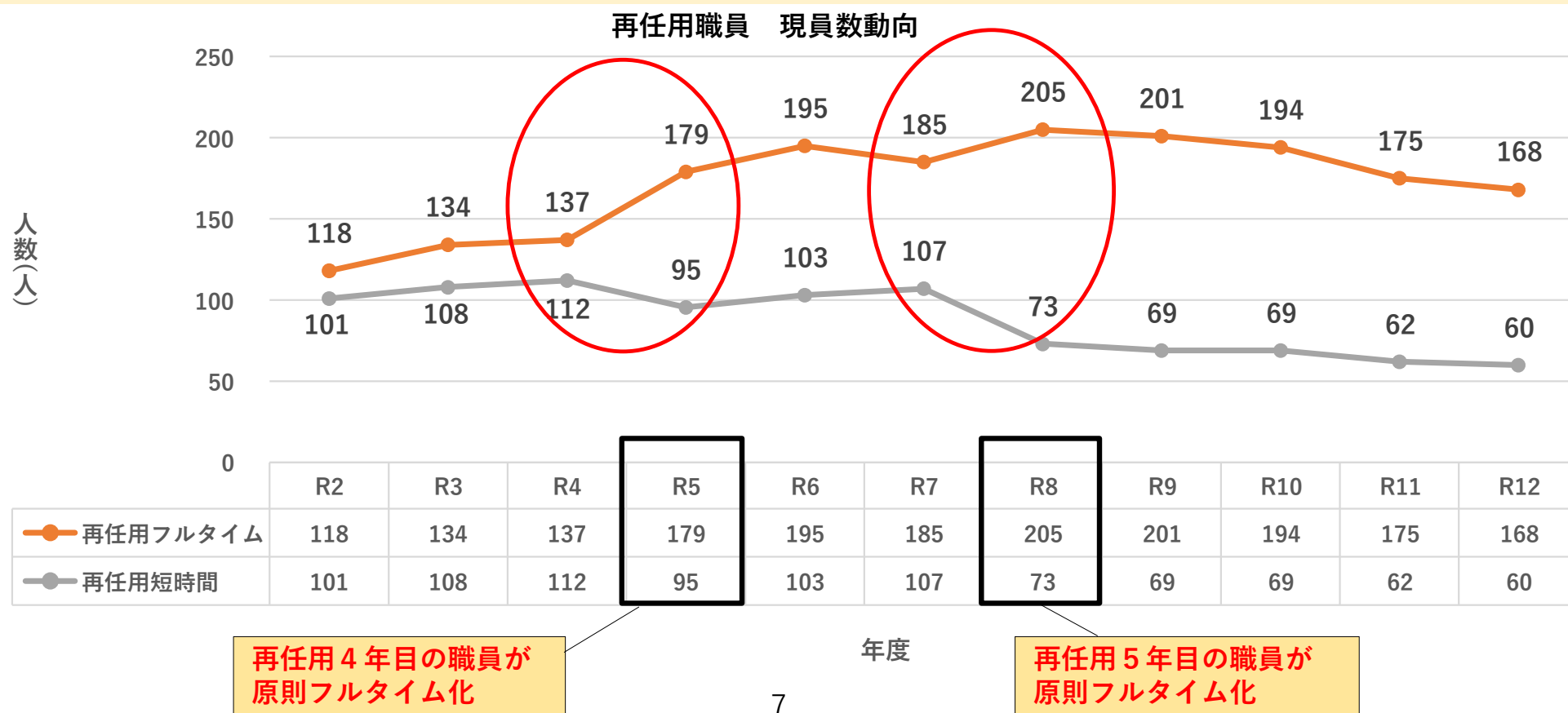
今後10年間の技能系職員 **▲106人** = 今後の10年間の新規需要等 106人



今後10年間は、児童相談所(一時保護所)及び生活保護CWへの増員以外、新規事業等への人材の投入が困難な状況となる。

参考資料（雇用と年金の接続）

雇用と年金の接続に係る再任用（フルタイム）可能期間（無年金期間）の段階的な引き上げに伴い、令和5年度及び令和8年度に再任用フルタイム職員が増加し、再任用短時間職員が減少する。定数外の再任用短時間職員が定数内の常勤職員に置き換わるため、定数内職員の増要因となる。

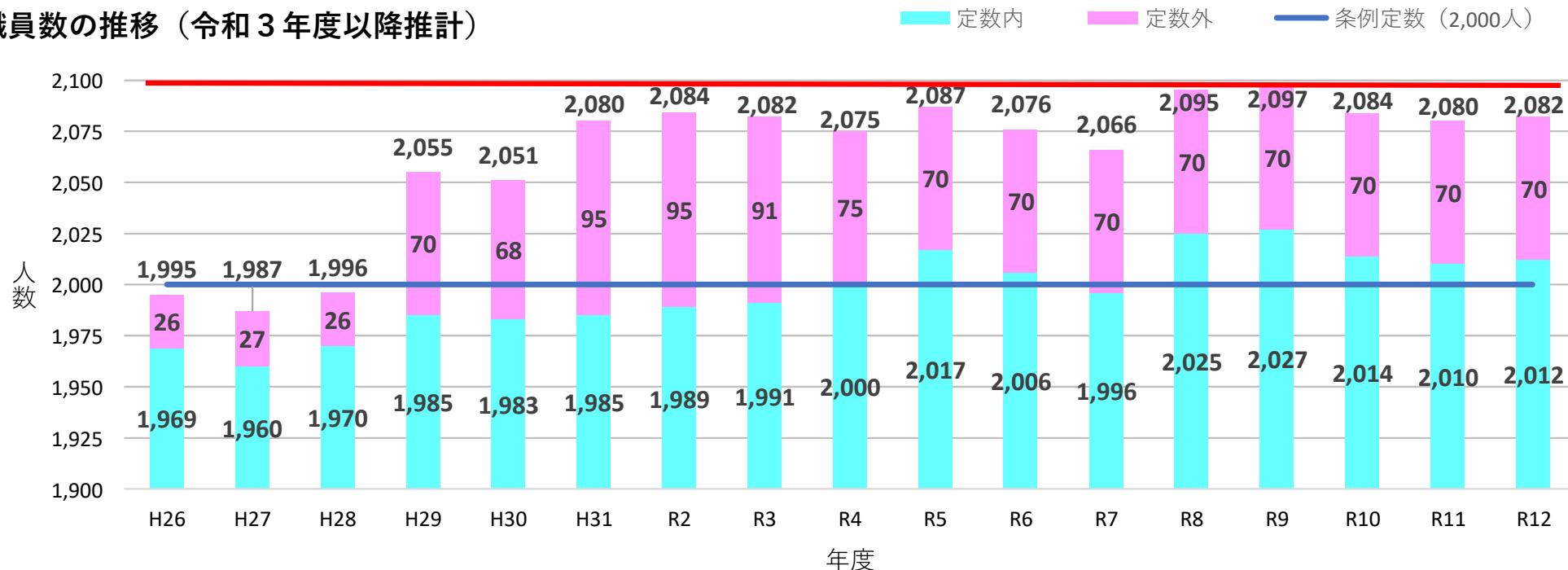


今後10年間の職員定数の見込み (7/7)

◆今後の職員定数について

令和3年度、4年度については、職員2,000人体制を維持する。令和4年度に改めて検証を行い、定数外を含めた常勤職員の実人員を条例定数の範囲内となるよう定数管理を行うこととするため、令和5年度に条例定数を2,100人に引き上げる。(令和4年度中に条例改正を行う。)

職員数の推移 (令和3年度以降推計)



※職員定数条例は、常勤職員の定数の上限を定めるものである。

※定数外となる職員は、休職や育児休業等の職員である。